

J A都市農村交流全国協議会  
企画運営専門部会分科会  
第1回会議共通資料

平成22年7月

J A 全 中  
J A都市農村交流全国協議会

# J A都市農村交流全国協議会の設立について

## 1. 趣 旨

第25回JA全国大会決議を踏まえ、JA、JA都道府県中央会・連合会およびJAグループ全国機関等は、JAが実施する都市農村交流を円滑に推進することにより、農村の活性化ならびに都市住民の農業・農村への理解を促進するため、JA都市農村交流全国協議会(以下協議会)を設立する。

## 2. 事業内容

- (1) 都市農村交流に関する情報の収集および提供
- (2) 会員が必要とする調査および研究
- (3) 研修会・セミナーの開催
- (4) 体制整備、コーディネイト等の支援に関する調整および活動支援
- (5) その他都市農村交流に関する事項

## 3. 構 成

### 【会員】

- (1) JAおよびその関連会社
- (2) JA都道府県中央会・連合会および都道府県本部
- (3) JAグループ全国機関およびその関連会社
- (4) JA全国女性組織協議会
- (5) 全国農協青年組織協議会
- (6) その他協議会が認めたもの

### 【賛助会員】

協議会が認める団体・法人・企業および学校教育機関等

## 4. 運営委員会

協議会の事業を実施するため運営委員会を設ける。

### 【運営委員】

- (1) JAおよびJA都道府県中央会
- (2) JA全国女性組織協議会
- (3) 全国農協青年組織協議会
- (4) JAグループ全国機関
- (5) その他、必要とされる団体および関係機関  
運営委員の中から、会長、副会長を選任する。

## 5. 会費の徴収

会員および賛助会員より、つぎによる年会費を徴収する。

- (1) J A、都道府県 J A 中央会・連合会・本部および関連会社は、一会員あたり 20,000 円とする。
- (2) J A グループ全国機関および関連会社は一会員あたり 50,000 円とする。
- (3) 賛助会員は一会員あたり 50,000 円とする。
- (4) 学校等教育機関は年会費を免除する。

## 6. 監 査

決算に関する書類は毎年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、運営委員会の承認後、会員に報告する。

### 【監事】

会員の中から監事 2 名を選任する。

## 7. 事務局

協議会の事務局は全国農業協同組合中央会くらしの活動推進部に置く。

## 8. 事業の開始

協議会は平成 22 年 4 月 1 日より事業を開始する。

平成 22 年 3 月 12 日

J A 都市農村交流全国協議会設立参加団体一同

# JA都市農村交流全国協議会規約

制定：平成22年3月12日

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この協議会は、第25回JA全国大会決議をふまえ、JAグループが一体となって、JAが実施する都市農村交流を円滑に推進することにより、農村の活性化ならびに都市住民の農業・農村への理解を促進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会の名称は、「JA都市農村交流全国協議会」(以下「協議会」という)という。

(事業の内容)

第3条 この協議会は、第1条の目的に沿い、都市農村交流に係わる次の事業を行う。

- (1) 都市農村交流に関する情報の収集および提供
- (2) 会員が必要とする調査および研究
- (3) 研修会・セミナーの開催
- (4) 体制整備、コーディネイト等の支援に関する調整および活動支援
- (5) その他都市農村交流に関する事項

## 第2章 会員および経費

(会員)

第4条 この協議会は次に掲げる者を会員とする。

- (7) JAおよびその関連会社
  - (8) JA都道府県中央会・連合会・本部
  - (9) JAグループ全国機関およびのその関連会社
  - (10) JA全国女性組織協議会
  - (11) 全国農協青年組織協議会
  - (12) その他協議会が認めたもの
2. この協議会の認める法人、団体および学校等を賛助会員とすることができる。

(加入)

第5条 この協議会に加入しようとする者は、加入申込書により会長に申し出て、承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 この協議会の会員は、会費を納入しなければならない。既納の会費は、返還しない。

2. この協議会の経費は、会費、助成金およびその他収入をもってあてる。  
なお、本協議会が特定の事業を行う必要が生じた場合には、別途、特別会費を徴収することができる。
3. この協議会の会費は、学校等の教育機関については免除することができる。

(脱退)

第7条 会員は、次の各号に掲げる事由により脱退することができる。

- (1)解散
- (2)会員の破産
- (3)会員の申出
2. 会員は、前項の規定によるほか、協議会を脱退しようとするときは、事業年度の30日前までに書面をもって予告し、その年度の終わりに脱退する。

### 第3章 運営委員及び事業執行

(運営委員・監事)

第8条 この協議会は運営委員および監事を置く。

2. 運営委員および監事2人は会員から選任する。
3. 運営委員の互選により協議会会長1人および副会長2人を選任する。
4. 運営委員および監事の任期は3年とする。ただし、再任をさまたげない。
5. 運営委員および監事は無報酬とする。

(事業執行・監査)

第9条 協議会の事業運営は、運営委員会があたる。

2. 会長は、協議会を代表し、運営委員会の決定に従って事業を執行する。
3. 会長は、会員に対して協議会の事業計画・報告、収支予算・決算を公示する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理し、会長が欠員の時はその職務を行う。
5. 監事は、協議会の財産及び事業執行の状況を監査し、その結果を運営委員会に報告し、意見を述べることができる。

(運営委員会の議決事項)

第10条 次の事項は運営委員会の決議を経なければならない。

- (1)規約の変更
- (2)役員を選任及び解任
- (3)事業計画及び収支予算の設定又は変更
- (4)会費および徴収の方法
- (5)事業報告および収支決算の承認
- (6)解散
- (7)その他必要と認められる事項

(運営委員会の運営)

第11条 運営委員会は、運営委員の二分の一以上が出席しなければ開催できない

2. 運営委員会の議長は協議会会長とする。
3. 運営委員会の議事は、予め通知した事項について、出席代表者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 運営委員会における代表者の議決権は、各自一個とする。

(議事録)

第12条 運営委員会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長の指名する出席代表者が署名・押印する。

#### 第4章 専門部会、顧問、事務局

(専門部会)

第13条 会長は協議会の事業目的を遂行するため、会員及び第14条の顧問等の中から専門委員を選任し、専門部会を開催して各種の企画、研究および開発をおこない、運営委員会に諮ることができる。

(顧問)

第14条 この協議会の事業目的を遂行するため、学者および学識経験者などを顧問として置くことができる。その報酬は別途定める。

(事務局)

第15条 この協議会の事務局は全国農業協同組合中央会に置き、事務局長、事務局次長および幹事若干名を置くことができる。また、必要に応じ、事務局業

務の一部を他のJA全国機関へ委託することができる。

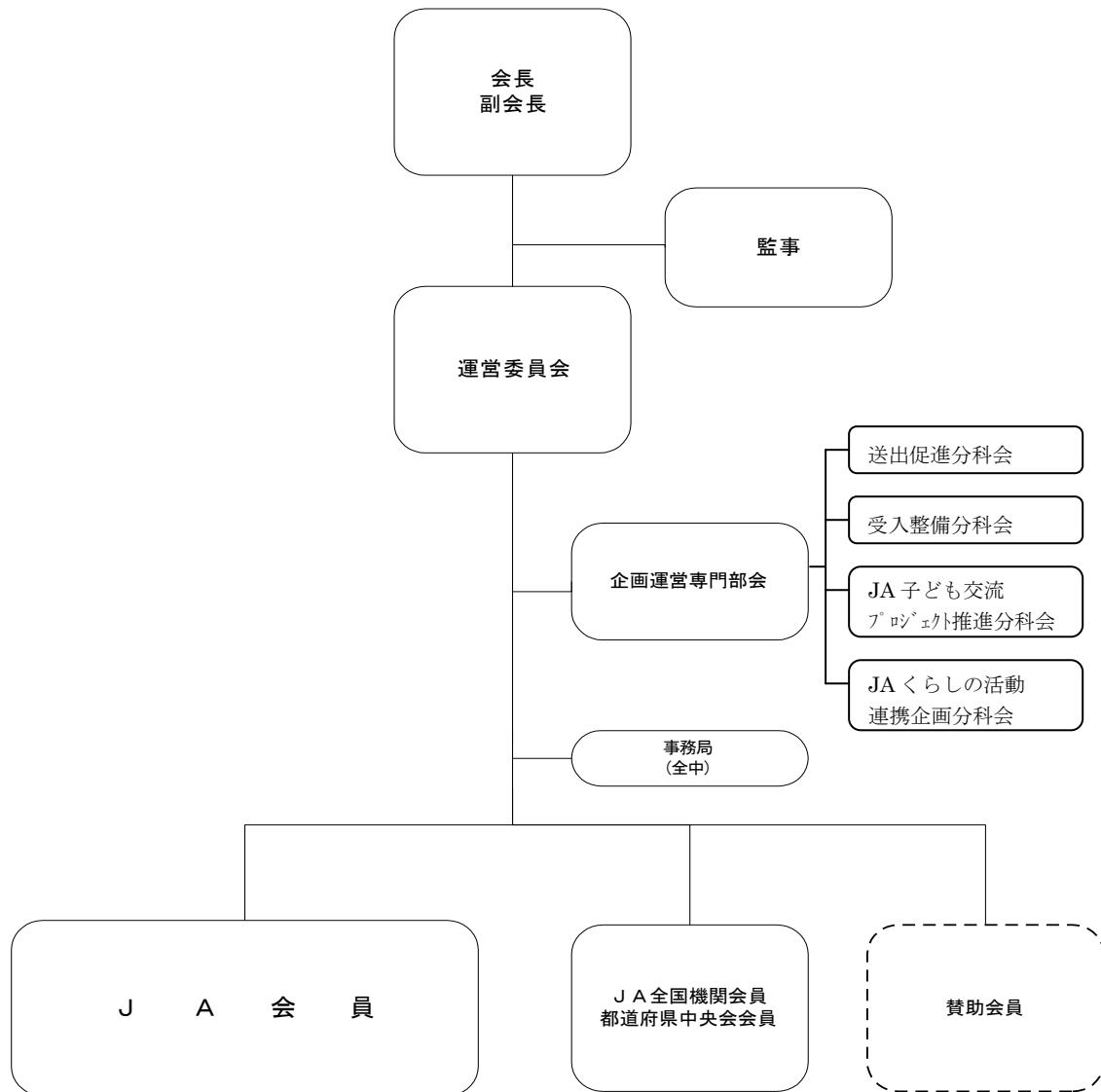
## 第5章 事業年度

(事業年度)

第16条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

### JA都市農村交流全国協議会組織図 (イメージ)



# J A都市農村交流全国協議会 平成22年度活動計画について

平成22年6月作成

J A都市農村交流全国協議会

## 1. 委員会・会議・研究会の開催

### (1) 運営委員会の開催

- ① 第1回(10月) 上期の活動状況報告、下期に向けた取り組みの承認
- ② 第2回(2月) 平成22年度活動報告、平成23年度事業計画の承認

### (2) 企画運営専門部会の開催

分科会(ワーキンググループ)で検討した課題解決策について、送出し、受入れ双方から検討し、最終案としてまとめる。

- ① 第1回(10月) 分科会検討案に対する中間的な協議と方向性の確認をおこなう
- ② 第2回(2月) 分科会からの案を最終的に協議し、運営委員会に答申する成案とする

### (3) 企画運営専門部会分科会(ワーキンググループ)の開催

課題別に4つの分科会を設置し、企画運営専門部会にて協議する素案作りをおこなう。開催方法等は別紙のとおり。

## 2. 研修会の開催

### (1) 基礎研修会(4月実施済み)

都市農村交流の事務局としてJ A職員に求められる基礎知識の習得(2日間)

### (2) 先進受入J A現地研修会(第2～3四半期)

受け入れを行っている現場の視察による、受入実務の習得(1泊2日)

### (3) インストラクター研修会(第3四半期)

J Aらしい体験プログラムを基本としたJ Aにおける実践指導者の養成(2泊3日)



### 3. セミナー・意見交換会の開催

#### (1) 都市部 J A を対象とするセミナー

(10月・J A 食農教育推進セミナー分科会として開催)

#### (2) ブロック別会員意見交換会

会員同士の情報・意見交換、協議会事務局への意見等の場として開催する。

(第4四半期・東・西日本地区において各1回開催)

### 4. その他

#### (1) 情報提供

会議、研究会、セミナー等の資料、意見等を広く会員に伝えるとともに、会員の活動はもとより、J A グループ以外の活動や動向を収集し、共有に努める。基本的にはホームページを中心としておこない、その閲覧を促進する。(現在 Google 検索での「都市農村交流」では、12 番目)

① ホームページの開設(すでに実施)

② メールマガジンの発行の検討(ホームページを補完するものとする)

③ J A 都市農村交流を促進するパンフレットの発行(デジタル化とする)

#### (2) 調査・方策の研究

J A が取り組みやすく、将来的には事業に発展する可能性のある題材を取り上げ、研究をおこない、その取組みを促進する。

① J A 子ども交流プロジェクトの推進

都市部と農村部 J A が連携し、農村部 J A における都市部の子どもたちを対象とした「あぐりスクール」(こども村)開催について研究

② 都市住民のニーズ調査・研究

ファーマーズ・マーケットに来店する都市住民から聞き取り調査をおこない、都市農村交流として、直売所に求められる付加価値を究明する。

③ 往来型体験農園・貸農園調査・研究

単発的ではない交流として、定期的に往来する貸農園の取組みを調査し、地域、県域等を超えた体験農園等の取組みにつなげる。

#### (3) 個別 J A への支援

個別 J A からの要請に基づき、専任アドバイザーによる支援を実施する。また、上記(2)調査・研究方策の研究成果についての実践の促進も図る。

以 上

# J A都市農村交流全国協議会運営における課題について(メモ)

平成22年7日

J A都市農村交流全国協議会

## 1. 加入促進

平成22年3月から、都道府県中央会を主体に、(株)農協観光の各支店との連携のもと、J Aへの加入促進を行ってきたが、6月末時点で、J A59、中央会・県連・県本部35、全国機関13、学校教育機関1、全108団体の参画状況にある。その中では、全農福島県本部、J A糸島婦人部、および東京農業大学の加入が特徴的なこととして上げられる。

いまだ取りまとめ中としている県もあるが、県ごとに見ると、中央会は加入しているもののJ Aの加入がない都府県が散見され、全中が進める協議会方式による推進の再確認、および都市農村交流を進める目的自体への認識の共有が必要である。

引き続き、全中はJ Aグループの広報媒体やホームページ等での協議会加入への呼びかけをおこなう。

また、都道府県中央会も同様に、諸会議、個別J A等への対応等により加入促進を進めるとともに、必要に応じ協議会事務局は、中央会と一体となった展開を実施する。

また、第2四半期からは、J Aグループ内関連会社ならびに大学等教育関係機関を中心に賛助会員の加入についても促進する。

## 2. 協議会活動資金

会員からの年会費と全中からの助成金で賄うことが基本になる。そのため加入促進による収入の確保が必須のことになるため、会員の拡大が最重点事項となる。また、食農教育やくらしの活動に関するJ Aへの助成措置や農水省等の補助事業による活動の活性化も図る必要がある。

## 3. 課題解決策策定の体制整備

受入れ、送出し双方の現場には多くの乗り越えなければならない課題がある。その解決策を検討するため、企画運営専門部会に分科会（ワーキンググループ）を設け、先進的なJ Aやアドバイザーからの意見を参考に課題抽出、協議・検討をおこない、会員が取り組みやすくJ Aらしい都市農村交流を促進できる具体策を策定して取り組もうとするJ Aに対して提案を進める必要がある。

#### 4. 都道府県中央会の役割

協議会方式による推進においては、個別 J A からの支援等の要請や協議会から J A への情報提供等は、現行の全中・都道府県中央会間のみならず、全会員をネットワーク化して、協議会事務局から直接行うことになる。

ただし、各都道府県域においては、中央会が中心となって、交流人口を拡大するための地域住民や行政、企業、団体等への広報的役割、さらには、その企画・調整等を進めることが必要となる。

#### 5. 都市部 J A ・都市圏中央会の役割

農村部への送出しの役割だけを捉えれば、都市部の J A への直接的な事業効果は、地域住民に農業・農村を紹介・販売する旅行事業がある。

しかしながら、間接的な効果としては、都市農業に対する都市住民の理解促進、都市農地の保全、次世代対策等多々あり、各種事業や准組合員の拡大等への効果も期待できる。

このため、都市部の J A および都市圏中央会の役割をさらに明確にし、都市農村交流の効果について、認識を高める方策が必要である。

#### 6. 全国機関・県本部および連合会の役割

事業に連動した広報活動および社会貢献等の観点から、J A が進める都市農村交流を支援することとなる。

このため、全国機関が取り組む諸活動が、J A 段階で有機的連携が可能となるような情報共有や調整等を行い、効率的な取り組みとする必要がある。

また、都道府県本部・連合会等で実施している活動についても同様である。

#### 7. (株)農協観光、(社)全国農協観光協会の役割

すでに、送り出す側の旅行業者としての事業を進めてはいるが、都市部の旅行会社等との連携も含め確立するには至っていない。

このため、農業・農村体験等の販売に関心のある旅行会社等と農村部の J A の間において中間的役割を担う機関としての考え方、事業展開、およびその具体策の検討が必要である。

また、受け入れ体制の整備を支援する役割は、株式会社（子ども農山漁村交流プロジェクト等）ならびに社団（教育研修等）の両組織が担っているが、全国に拠点をもつ全国機関として、各拠点が積極的に都道府県中央会・J A に対しての働きかけや支援が出来る体制を構築することが必要である。

以上

# J A都市農村交流全国協議会 企画運営専門部会分科会設置要領

平成22年6月作成

J A都市農村交流全国協議会

## 1. 目的

都市農村交流は、地域活性化のみならず、くらしの活動の各分野(食農教育・高齢者生活支援・子育て支援・都市農業・環境保全)を促進する有効な手段となる。

しかしながら、交流、体験等の現場においてはハード、ソフト面等に多くの課題がある。

組合員・地域住民がおこなう都市農村交流に関する送り出し、あるいは受け入れの活動に対して、J Aがその促進、支援に積極的に取り組めるようにしなければならない。

これを解決することを目的に、J A都市農村交流全国協議会企画運営専門部会のワーキンググループとして、テーマごとに4つの分科会を設け、送り手、受け手の現状を踏まえた課題を抽出し、その具体的な解決策を深掘りする協議、検討し、要領化をおこない、J A都市農村交流の活性化に資することとする。

## 2. 4つの分科会

### (1) 送出促進分科会(第1分科会)

都市部における都市住民の送出しについて、学校、企業および市民団体等との連携を考慮し、具体策の策定をおこなう。

#### テーマイメージ

- 1)食農教育を基本とした都市部小学校教諭とJAとの連携について
- 2)都市部 JA および全国機関の送出しにおけるビジネスモデルの構築について

### (2) 受入整備分科会(第2分科会)

農村部における受入れ時における、組合員、農家およびJ A等の課題の解決、地域の連携等の具体策の策定をおこなう。

#### テーマイメージ

- 1)受入れ農家の確保と農家の想定されるリスクとその回避方策について
- 2)JAらしいの農業体験等プラン策定の手順と提案方法について

(3) J A子ども交流プロジェクト推進分科会(第3分科会)

国が進める「子ども農山漁村交流プロジェクト」へのJ Aの参画促進、およびJ A食農教育を基軸とした「J A子ども交流プロジェクト」の促進のための、行政、地域、および関連団体等との連携等具体策等の策定をおこなう。なお、この分科会は第1・2分科会との差別化を顧慮し、課題を学校行事に限定する。

テーマイメージ

- 1) 地域受入協議会におけるJAとしての役割と取組み事項について
- 2) 小学生のみならず、中学生・高校生等までつなげる、JA子ども交流プロジェクトの推進について

(4) J Aくらしの活動連携企画分科会(第4分科会)

J Aくらしの活動の各分野と有機的に連携する都市農村交流に関する取り組みの企画・立案とその実践策の策定をおこなう。

テーマイメージ

- 1) 都市の子どもを対象にした農村部における「あぐりスクール」の開校について
- 2) 高齢者の受入れへの参画といきがいくりについて
- 3) JAファーマーズ・マーケットと連動した都市農村交流具体策について

3. 各分科会メンバーと役割

(1) J A、中央会

先進的な取り組みを行っているJ A、中央会として出席を依頼し、実務担当者を各分科会に2～3名程度招聘する。旅費は協議会負担とする。

(2) 全国機関

J A都市農村交流において、全国機関に求められる役割を推進するため、協議会に加入するJ Aグループ全国機関・組織等からの出席を依頼する。

(3) アドバイザー

各分科会に契約アドバイザーが1名ずつ出席し、課題解決策の提起等をおこなう。(第4分科会を除く)

(4) J A全中

各分科会1～2名が出席する。

\* (1)～(4)の中から、部会長を選任する。

#### 4. 事務局

当分科会の総括的な事務局はJA全中、各分科会ごとの運営事務局は、JA全中、農協観光、全国農協観光協会およびJA全中が担当する。

#### 5. 分科会会議日程

	(第1分科会) 送出促進分科会	(第2分科会) 受入整備分科会	(第3分科会) JA子ども交流 プロジェクト推進 分科会	(第4分科会) JA 暮らしの活動 連携企画分科会
第1回(7月)	7月7日(水)	7月14日(水)	7月21日(水)	7月28日(水)
第2回(9月)	9月1日(水)	9月8日(水)	9月15日(水)	9月22日(水)
第3回(11・12月)	11月4日(木)	11月10日(水)	12月1日(水)	12月8日(水)
第4回(1月)	1月6日(木)	1月12日(水)	1月19日(水)	1月26日(水)

\*第3回は11月～12月に跨る

#### 6. スケジュール(詳細は調整中)

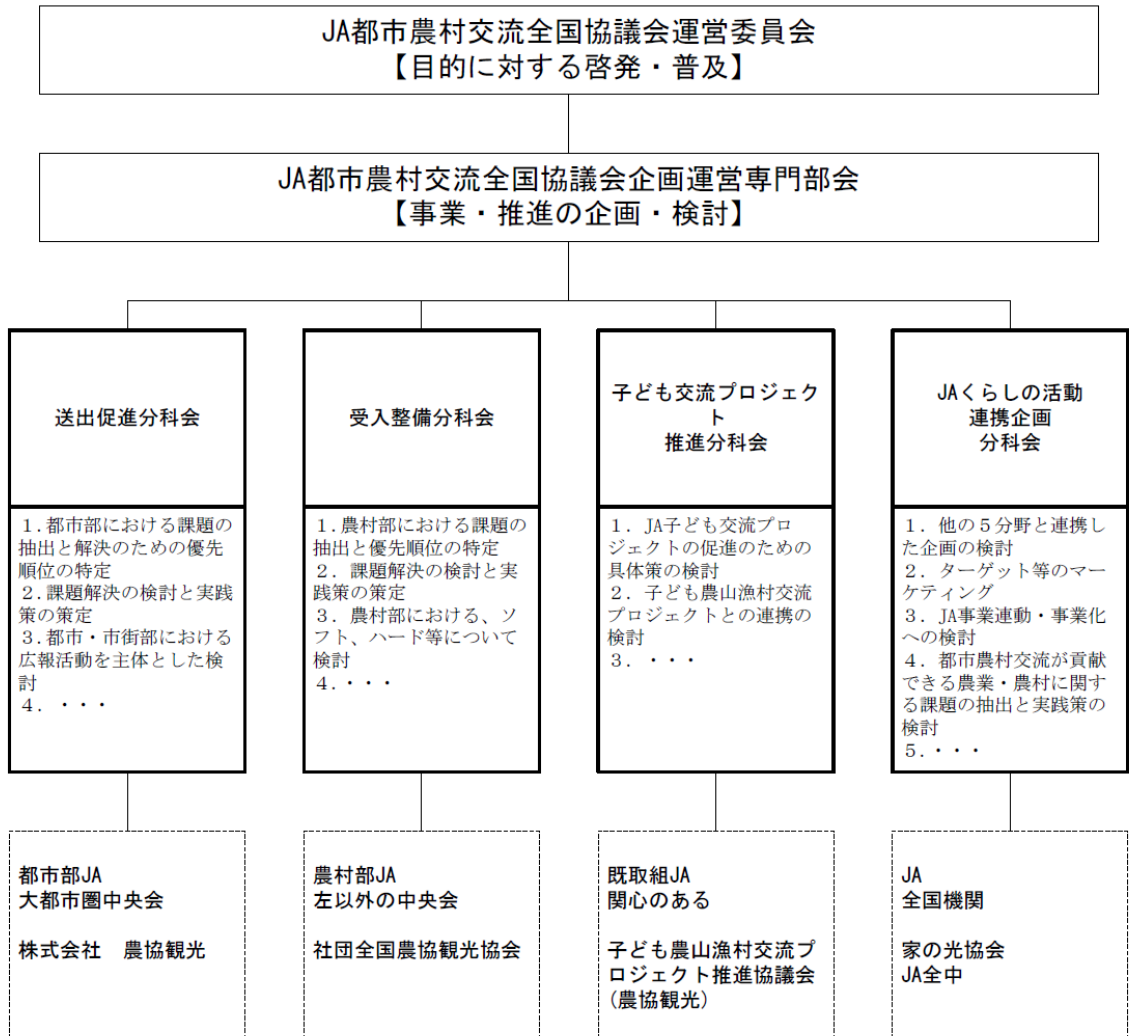
- (1) 分科会の開催(各分科会とも4回開催) 7月～1月
- ① 第1回 課題抽出
  - ② 第2回 事例、具体策の検討
  - ③ 第3回 同上
  - ④ 第4回 今後の対応と「まとめ」
- (2) 企画運営専門部会で「まとめ」を検討 10月(中間報告)・2月
- (3) 運営委員会(JA都市農村交流全国協議会役員会)での報告・承認 10月(中間報告)・2月
- (4) ブロック別(東日本・西日本)意見交換会での成果発表・報告 3月

以 上

# 事業実施体制(素案)

協議会の目的: 農村の活性化と都市農業の理解促進に向けた新たな協同

以下の実施体制により実践具体事項に対し協議会事業を進める



JA 都市農村交流全国協議会企画運営専門部会分科会運営事務局